

「工事現場に掲げる標識類について」の改定箇所（新旧対照表）

旧（令和5年5月）	新（令和5年8月）
<p>建設業法等により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。主な標識類は次の5種類で、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 2 労災保険関係成立票 3 施工体系図 4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示 5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識 6 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示（対象工事の場合） 7 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示（対象工事の場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 <ol style="list-style-type: none"> (1) 根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> 建設業法 第40条 建設業法施行規則 第25条 (2) 掲示場所 <ul style="list-style-type: none"> 工事現場の公衆の見やすい場所 (3) 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 元請の会社は掲示すること。下請の建設業者については掲示を要しません。 【例】（略） 2（略） 	<p>建設業法等により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。主な標識類は次の7種類で、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 2 労災保険関係成立票 3 施工体系図 4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示 5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識 6 事前調査結果及び建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示（対象工事の場合） 7 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示（対象工事の場合） <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 <ol style="list-style-type: none"> (1) 根拠法令 <ul style="list-style-type: none"> 建設業法 第40条 建設業法施行規則 第25条 (2) 掲示場所 <ul style="list-style-type: none"> 工事現場の公衆の見やすい場所 <p style="color: red;">以下のア～ウの要件のすべてを満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示も可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。 イ 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。 ウ 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。 (3) 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 元請の会社は掲示すること。下請の建設業者については掲示を要しません。 【例】（略） 2（略）

旧（令和5年5月）	新（令和5年8月）
<p>3 施工体系図</p> <p>(1) 根拠法令 建設業法 第24条の8第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条</p> <p>(2) 掲示場所 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（両方を兼ねることも可）</p> <p>(3) 発生条件 下請契約のある工事</p> <p>【例】（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>3 施工体系図</p> <p>(1) 根拠法令 建設業法 第24条の8第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第15条</p> <p>(2) 掲示場所 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（両方を兼ねることも可） 以下のア～カの要件をすべて満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示も可とする。 ア 工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。 イ 当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。 ウ 施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。 エ 一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。 オ 公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。 カ 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。</p> <p>(3) 発生条件 下請契約のある工事</p> <p>【例】（略）</p> <p>4～6（略）</p>

旧（令和5年5月）	新（令和5年8月）
<p>7 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示（対象工事の場合）</p> <p>(1) 根拠法令</p> <p>ア 再生資源利用計画書の掲示 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第9条第4項</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第8項</p> <p>(2) 掲示場所 工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>【例】（略）</p>	<p>7 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示（対象工事の場合）</p> <p>(1) 根拠法令</p> <p>ア 再生資源利用計画書の掲示 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 第9条第4項</p> <p>イ 再生資源利用促進計画書および確認結果票の掲示 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第8項</p> <p>(2) 掲示場所 工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。 以下のア～ウの要件のすべてを満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示も可とする。</p> <p>ア 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。</p> <p>イ 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。</p> <p>ウ 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。</p> <p>【例】（略）</p>